

# 平成 29 年分 確定申告が始まりました

## 申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)

問合せ 税務課税務グループ ☎2513

今年も確定申告の時期となりました。次の項目を参考に  
ご準備を進めていただき、期  
間中に済まされますようお願い  
いたします。

申告が必要かどうかご不明  
な方は、ご相談ください。

### 申告が必要な方へのご案内

『役場』から案内ハガキを  
お送りしています。

また、昨年確定申告をした  
方には、『税務署』からも案  
内が送付されています。  
税務署から申告用紙が直接

送付されなくても、役場で用  
意していただきますので、お申し付  
けください。  
※国税庁ホームページで、作  
成した申告書を印刷して提出  
することもできます。

### 案内が来ない方の申告

案内が来なくても、次のよ  
うな場合は申告が必要です。  
① 生命保険金の満期や解約な  
ど、一時的な収入を得た方  
② 土地・建物等を売却した方  
③ 医療費控除や寄付金控除  
(ふるさと納税「ワンストップ  
特例」に該当しない方) など、  
各種控除の適用を受けた方  
④ 住宅の取得による借入金等  
控除の適用を受けた方

### 公的年金等の収入が 400万円以下の方

公的年金等でない他の所得  
が20万円以下の方は、原則、  
確定申告は不要です。

ただし、公的年金等の源泉  
徴収票に記載のない控除の適  
用を受けたい方など、源泉所  
得税の還付を受けたい場合は  
申告が必要です。

### 収入のない方

収入が0円でも、その旨を  
申告する必要があります。  
申告がないと国民健康保険  
税など各種料金(税)が割高  
になる、各種公的制度が利用  
できなくなるなどの不都合が  
生じる場合があります。

### 申告に必要なもの

- ・源泉徴収票(給与や公的年金等)
- ・社会保険料控除証明書(国民年金保険料など)
- ・保険料控除証明書(生命・医療介護・個人年金・地震などの任意保険)
- ・寄附金控除証明書
- ・医療費控除の明細書

※10万円を超えなくても控除が適用される場合があります。

- ・マイナンバーのわかるもの
- ・印かん
- ・金融機関の口座番号

※還付を受ける場合のみ

このほかに、収入がある場合や控除の適用を受けたい場合は、これらを証する書類をお持ちください。

## 申告会場

### 【早来地区の方】

会場 保健センター2階(早来庁舎横)  
受付時間 9時～17時  
申告日 事業所得や不動産所得のある方のみ、  
目安の日時をハガキでご案内します。

### 【追分地区の方】

会場 ぬくもりセンター内申告会場  
受付時間 9時～17時  
申告日 左表のとおり、目安の日程を地区毎に分けています。

苫小牧税務署は、下記会場で申告を受け付けます。

会場 苫小牧市労働福祉センター  
(苫小牧市末広町1丁目15番7号)

開設期間 3月15日(木)までの平日

開設時間 9時～16時

※税務署内では、受け付けしていません。

### 追分地区の方【申告日一覧】

日程	割当地区 など
2月20日(火)	若草地区 1～2丁目
2月21日(水)	若草地区 3丁目
2月22日(木)	柏が丘・緑が丘
2月23日(金)	青葉地区
2月26日(月)	白樺地区
2月27日(火)	本町地区 1～4丁目
2月28日(水)	本町地区 5～7丁目
3月1日(木)	中央地区・他指定日に来られない方
3月2日(金)～15日(木) ※土日を除く	農業所得の方